

# 監査報告書

平成19年10月

宮崎県監査委員

4 4 1 0 0 — 6 4 9  
平成19年10月18日

宮 崎 県 知 事 殿  
宮 崎 県 議 会 議 長 殿  
宮 崎 県 教 育 委 員 会 殿  
宮 崎 県 公 安 委 員 会 殿

宮崎県監査委員 城 倉 恒 雄  
宮崎県監査委員 石 井 浩 二  
宮崎県監査委員 水 間 篤 典  
宮崎県監査委員 萩 原 耕 三

#### 監査の結果に関する報告について

このことについて、地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき平成19年5月14日から平成19年9月19日までの間に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、当該監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知してください。

# 目 次

<b>第 1 県の機関を対象とした定期監査</b> -----	<b>1</b>
1 監査の概要 .....	1
2 監査の結果 .....	1
3 指摘事項等の内容 .....	2
別表 1 監査実施機関（県の機関の定期監査） .....	1 0
<b>第 2 不適正な事務処理に係る監査</b> -----	<b>1 3</b>
1 監査の概要 .....	1 3
2 監査の結果 .....	1 3
3 意見 .....	1 4
別表 2 補充監査実施機関 .....	1 5
<b>第 3 財政援助団体等を対象とした監査</b> -----	<b>1 6</b>
1 監査の概要 .....	1 6
2 監査の結果 .....	1 6
3 指摘事項等の内容 .....	1 6
別表 3 監査実施団体（財政援助団体等の監査） .....	1 9

## 第1 県の機関を対象とした定期監査

### 1 監査の概要

80機関について、平成19年6月11日から平成19年9月19日までの間に、平成18年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行を対象として、定期監査を実施した。

区 分	監 査 実 施 機 関 数		
	本 庁	出先機関等	計
知 事 部 局		71	71
教 育 委 員 会		3	3
企 業 局	1		1
病 院 局	1	4	5
合 計	2	78	80

監査を実施した機関の名称等は、別表1（P10～12）に記載のとおりである。

### 2 監査の結果

監査の結果、39機関の87件について、是正又は改善を必要とする事項が認められ、下記のとおり、指摘事項、注意事項又は要望事項とした。

該当機関に対しては、監査結果に基づき、速やかに是正又は改善措置を講ずるよう文書で通知を行った。

指 摘 項 目	件 数			
	指摘事項	注意事項	要望事項	計
収 入 事 務	17	9	2	28
支 出 事 務	4	15		19
契 約 事 務	8	8	2	18
工 事 の 施 工	1	6		7
財 産（物品を除く）の管理	2	1	2	5
物 品 の 管 理		1	5	6
事 務（事業）の経済性、効率性及び有効性について			2	2
そ の 他		2		2
合 計	32	42	13	87

※ 不適正な事務処理（物品購入に係る「預け」等）に係る指摘事項（55件）については、「第2 不適正な事務処理に係る監査」（P13～15）にまとめて記載したので、ここでは除いている。

指摘事項 …… 是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの  
 注意事項 …… 是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの  
 要望事項 …… 「指摘事項」及び「注意事項」に至らない事項で、文書をもって要望したもの

### 3 指摘事項等の内容

指摘、注意又は要望を行った事項（指摘事項等）の内容は、次のとおりである。

#### 〔 総務部 〕

(1) 日南県税事務所

【注意事項】

- ・ 県税収入について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。

(2) 小林県税事務所

【指摘事項】

- ・ 契約額が100万円以上である清掃業務委託及び冷暖房運転保守管理業務委託について、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていなかった。留意を要する。

【注意事項】

- ・ 通勤手当について、傷病休暇等により月の全日にわたって通勤の実態がない職員に支給されているものがあつた。善処を要する。

(3) 日向県税事務所

【要望事項】

- ・ 郵便切手出納簿残高と郵便切手の数量に差異があつた。出納員による郵便切手の残数確認等の適正な管理を要望する。

#### 〔 福祉保健部 〕

(4) 中央福祉相談センター

【指摘事項】

- ・ 児童保護費負担金について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。
- ・ 母子福祉資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。

(5) 北・西諸県福祉事務所

【指摘事項】

- ・ 母子福祉資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。
- ・ 生活保護費返還金の収納事務について、現金で収納したものの一部に、指定金融機関等への払い込みが遅延しているものが見受けられた。留意を要する。

(6) 児湯福祉事務所

【指摘事項】

- ・ 生活保護費返還金について、収入未済率が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。

【注意事項】

- ・ 母子福祉資金貸付金について、収入未済率が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。

(7) 東臼杵福祉事務所

【指摘事項】

- ・ 母子福祉資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。

(8) 中央保健所

【注意事項】

- ・ 所内に事務局を置き職員が事務を担当する協議会の事務執行について、会計等に関する事務処理規程等が整備されていない。留意を要する。

(9) 日南保健所

【指摘事項】

- ・ 現金で収納した捕獲犬の返還手数料及び飼養管理手数料について、指定金融機関等への現金払い込みが遅延しているものがあつた。また、現金出納簿の記載不備が見受けられた。留意を要する。

【注意事項】

- ・ 旅費について、支給額を誤り、過払いとなっているものがあつた。善処を要する。
- ・ 児童手当について、誤支給となっているものがあつた。善処を要する。
- ・ 所内に事務局を置き職員が事務を担当する協議会の事務執行について、会計等に関する事務処理規程等が整備されていない。留意を要する。

(10) 都城保健所

【指摘事項】

- ・ 複写サービスに係る契約について、競争入札により契約すべきものを、二者相見積もりによる随意契約が締結されていた。また、契約期間中の執行予定額が100万円以上になると見込まれているにもかかわらず、予定価格調書が作成されていなかった。留意を要する。
- ・ 契約額が100万円以上である清掃業務委託について、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていなかった。留意を要する。

【注意事項】

- ・ 冷暖房機定期点検保守業務委託について、最終点検日以前の日付の請求書が提出され、これにより支払い手続きが行われていた。留意を要する。

(11) 日向保健所

【注意事項】

- ・ 現金で収納した捕獲犬の返還手数料及び飼養管理手数料について、指定金融機関等への現金払い込みが遅延しているものが見受けられた。留意を要する。

(12) 都城児童相談所

【指摘事項】

- ・ 児童保護費負担金について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。

(13) 延岡児童相談所

【指摘事項】

- ・ 児童保護費負担金について、収入未済額及び収入未済率が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。

## 〔 商工観光労働部 〕

### (14) 産業技術専門校

#### 【指摘事項】

- ・ 生産物売払収入について、売払代金を現金で収納した後の指定金融機関等への現金払い込みが遅延しているものがあつたほか、生産物売払収入に係る現金出納簿が作成されていないなど、生産物売払収入に係る事務手続きが適正に行われていなかった。留意を要する。
- ・ 契約額が100万円以上である清掃業務委託契約等について、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていなかった。留意を要する。

#### 【注意事項】

- ・ 保守点検業務など委託料により支出すべき経費について、需用費（修繕）により支出しているものが見受けられた。また、業務委託として必要な委託契約書が作成されていなかった。留意を要する。

## 〔 農政水産部 〕

### (15) 南那珂農林振興局

#### 【指摘事項】

- ・ 複写サービスに係る契約について、執行予定額が100万円以上になると見込まれているにもかかわらず、予定価格調書が作成されていなかった。留意を要する。
- ・ 契約額が100万円以上である用地調査事務委託について、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていなかった。留意を要する。

### (16) 北諸県農林振興局

#### 【注意事項】

- ・ 公函等の複写代の資金前渡について、資金前渡支払明細書が作成されておらず、資金前渡精算書に添付されていなかった。留意を要する。

### (17) 総合農業試験場

#### 【要望事項】

- ・ 収穫した米の生産物としての整理は、売り払い時に行われているが、脱穀又はもみすり後の貯蔵できる状態での台帳登記など、収穫から販売までの過程での数量がよりの確に把握できるよう検討されたい。

### (18) 総合農業試験場茶業支場

#### 【要望事項】

- ・ 収穫した茶葉の生産物としての整理は、製茶後の売り払い時に行われているが、貯蔵できる状態（荒茶等）での台帳登記など、収穫生葉から販売までの過程での数量がよりの確に把握できるよう検討されたい。

### (19) 畜産試験場

#### 【注意事項】

- ・ 受精卵移植利用きょうだい検定事業により備品として購入した供卵牛の事業終了後における処分方法について、適当とはいえないものが見受けられた。物品売買のあり方について検討されたい。

(20) 畜産試験場川南支場

【注意事項】

- ・ 旅費について、支給額を誤り、過払いとなっているものがあつた。善処を要する。

〔 県土整備部 〕

(21) 宮崎土木事務所

【指摘事項】

- ・ 海岸災害復旧工事に係る設計変更について、単価の適用に当たり施工規模の解釈を誤って変更設計額が過小となっているものがあつた。留意を要する。

【注意事項】

- ・ 沿道修景工事について、一者随意契約により締結されたものの中に、随意契約の理由が明確でないものがあつた。留意を要する。
- ・ 住吉海岸工事について、設計変更のもとにブロック製作がその工区の据付工事に必要以上に行われていた。留意を要する。
- ・ 八重川・大谷川浸水想定区域図作成業務について、地元の意向や河川の現状を十分把握することなく、当初の設計が行われていた。留意を要する。
- ・ 県道宮崎須木線松橋工区の沿道修景工事について、植栽移植工の当初設計が事前の調査を十分行わないままなされていた。留意を要する。
- ・ 工事内容の変更に関する監督員指示書が適切に交付されていないものがあつた。また、変更契約に係る予算執行何の変更理由書の変更内容の記載が不十分なものがあつた。留意を要する。
- ・ 請負業者から提出された材料確認願について、監督員の材料確認の日付及び確認方法の記載並びに確認印の押印が全く行われていないものがあつた。留意を要する。

【要望事項】

- ・ 道路占用料について、納入期限までに収入されないものが散見されたが、特に、高額の納入義務者について複数年にわたる納入遅滞が見られた。収入促進について、一層の努力が望まれる。また、納付書の発送を早期に行うことにより、高額の納入義務者に対して納期内納付を指導する必要がある。

(22) 日南土木事務所

【注意事項】

- ・ 公図等の複写代の資金前渡について、資金前渡支払明細書が作成されておらず、資金前渡精算書に添付されていなかった。留意を要する。

(23) 串間土木事務所

【指摘事項】

- ・ 県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。
- ・ 県営住宅等使用料の収納事務について、現金で収納したものの一部に、指定金融機関等への払い込みが遅延しているものが見受けられた。留意を要する。

(24) 小林土木事務所

【注意事項】

- ・ 県営住宅内の電柱敷使用料について、調定事務が遅れているものが見受けられた。留意を要する。
- ・ ダム水質調査業務委託等について、契約書に記載すべき事項として財務規則等に定められた事項が契約書に記載されていないものや、契約書の規定に不適切なものが散見された。留意を要する。

(25) 高岡土木事務所

【指摘事項】

- ・ 県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。
- ・ 公有財産について、道路整備員詰所兼倉庫2棟を老朽化により処分したが、財産処分手続が行われていなかった。善処を要する。

【注意事項】

- ・ 旅費について、パック旅行を利用する場合の旅費の調整誤りにより、過払いとなっているものがあった。善処を要する。

(26) 西都土木事務所

【要望事項】

- ・ 印紙出納簿及び郵便切手出納簿について、払い出しの記入もれが見受けられた。出納員による郵便切手等の残数確認等の適正な管理を要望する。

(27) 高鍋土木事務所

【指摘事項】

- ・ 県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。

【注意事項】

- ・ 旅費について、2 km未満の近距離の旅行に旅行雑費が支給されているものが散見された。善処を要する。

(28) 日向土木事務所

【注意事項】

- ・ 道路占用料について、占用期間が1か月未満の場合の調定額の算定を誤り、収入不足となっているものが見受けられた。善処を要する。
- ・ 屋外広告物許可について、申請の際に一部申請もれの広告があるにもかかわらず確認が不十分であったため、無許可、許可手数料の未徴収のものがあった。善処を要する。
- ・ 水門等操作委託契約について、実績報告書が提出されていないものがあった。善処を要する。

【要望事項】

- ・ 郵便切手を年間所要額数量を大きく上回って保有していた。また、新たに切手を購入していた。別納郵便等の方法により保有する郵便切手の使用促進を図るとともに、新たな購入を控えて適切な保管所要額数量とするよう出納員の残数確認等による適正な管理を要望する。

(29) 延岡土木事務所

【指摘事項】

- ・ 県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。

【注意事項】

- ・ 道路占用料について、占用期間が1か月未満の場合の調定額の算定を誤り、収入不足となっているものがあつた。善処を要する。

(30) 中部港湾事務所

【要望事項】

- ・ 前年度の収入未済(港湾施設使用料等)について、未済額の解消が図られていない。未済額の解消について、一層の努力が望まれる。

(31) 油津港湾事務所

【指摘事項】

- ・ ジブクレーン塗装補修業務委託について、契約締結時に必要となる支出負担行為がなされていなかった。留意を要する。

(32) 北部港湾事務所

【注意事項】

- ・ 港湾施設使用料、貨物通過料、入港料、けい船料及び細島港野積場使用料(港湾整備事業特別会計)について、調定事務が遅れているものが散見された。留意を要する。
- ・ 旅費について、支給額を誤り、過払いや支給不足となっているものがあつた。善処を要する。
- ・ 草刈り作業委託及び港湾清掃作業等委託の単価契約について、見積書が徴されていないものがあつた。留意を要する。
- ・ 公園運営管理業務の委託契約について、契約書で「再委託してはならない」と定めているにもかかわらず、再委託されていた。留意を要する。

(33) 都市公園総合事務所

【指摘事項】

- ・ 契約額が100万円以上である清掃作業委託契約等について、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていなかった。留意を要する。

【注意事項】

- ・ 旅費について、パック旅行を利用する場合の旅費の調整誤りにより、過払いとなっているものがあつた。善処を要する。
- ・ 総合運動公園給水管改修工事の設計変更について、廃棄物処理費用の計上もれがあつた。留意を要する。

【要望事項】

- ・ 公園花壇用地として賃借している土地について、その事業効果についての検討を要する。土地の賃借を継続する必要性、対費用効果等について、再考が望まれる。

## 〔 企業局 〕

### (34) 企業局

#### 【指摘事項】

- ・ 宮崎県企業局固定資産管理要領第5条に規定されている台帳のうち、発電所(ダム)水力設備台帳等、備えていないものが見受けられた。善処を要する。

#### 【要望事項】

- ・ 遊休地を駐車場用地として不動産賃貸借契約により貸し付けているが、その実態は、駐車場の管理業務委託であるので、契約の方法について、検討されたい。

## 〔 病院局 〕

### (35) 経営管理課

#### 【要望事項】

- ・ 各病院において、医療事務、診療情報管理、カルテ管理等の業務委託が、円滑な業務遂行を図るためとして、一者随意契約となっている。契約の公平性、透明性を図る観点から、より競争性を確保する入札による契約の検討が望まれる。
- ・ 病院利用者への利便性確保を目的に、行政財産の目的外使用を許可しているが、使用料の減免取扱いについて病院間で不統一な点が見られたので、適用の見直しについて検討されたい。
- ・ 各病院において、高度医療機器の購入のほとんどが年度末になっている。診療機能の充実と患者サービスの向上のため、早期に購入し有効活用を図られるよう、各病院に対する指導が望まれる。

### (36) 宮崎病院

#### 【指摘事項】

- ・ 個人負担分の医業未収金について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。
- ・ 資金前渡による支出について、精算時期が遅れているものが散見された。留意を要する。

#### 【注意事項】

- ・ 旅費について、宿泊料等の調整誤りにより、過払いとなっているものが見受けられた。善処を要する。
- ・ 防災センター管理業務委託等について、契約書に記載すべき事項として財務規程等に定められた事項が契約書に記載されていないものが散見された。留意を要する。

#### 【要望事項】

- ・ 固定資産の備品について、台帳と現品の照合を行い、不一致の備品を一括して資産除却を行っていたが、今後は、定期的に照合を行い、適正な資産管理を行う必要がある。

(37) 日南病院

**【指摘事項】**

- ・ 個人負担分の医業未収金について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。
- ・ 病院賠償責任保険について、病床減に伴う保険料の還付請求手続きが行われていなかった。留意を要する。

**【注意事項】**

- ・ 中央監視管理業務委託等について、契約書に記載すべき事項として財務規程等に定められた事項が契約書に記載されていないものが散見された。留意を要する。
- ・ 医療器械の処分について、廃棄処分に伴う固定資産除却の振替伺は行われているが、処分伺が行われていないものがあった。留意を要する。

(38) 延岡病院

**【指摘事項】**

- ・ 資金前渡による支出について、精算時期が遅れているものが散見された。留意を要する。
- ・ 吸引式冷温水発生器（空調機）修繕契約及びレントゲンフィルム購入契約について、積算金額が100万円以上であるにもかかわらず、予定価格調書が作成されていなかった。留意を要する。

**【注意事項】**

- ・ 個人負担分の医業未収金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。
- ・ 旅費について、パック旅行を利用する場合の旅費の調整誤りにより、過払いとなっているものがあった。善処を要する。
- ・ 清掃業務委託等について、契約書に記載すべき事項として財務規程等に定められた事項が契約書に記載されていないものが散見された。留意を要する。

(39) 富養園

**【注意事項】**

- ・ 旅費について、支給額の誤りにより、過払いとなっているものがあった。善処を要する。

【別表1】 監査実施機関（県の機関の定期監査）

部局等	機 関 名	監査対象 年 度	監査実施 年 月 日
総務部	宮崎県税事務所	平成18年度	平成19. 9. 12
	日南県税事務所	平成18年度	平成19. 8. 27
	都城県税事務所	平成18年度	平成19. 8. 27
	小林県税事務所	平成18年度	平成19. 8. 21
	高鍋県税事務所	平成18年度	平成19. 8. 20
	日向県税事務所	平成18年度	平成19. 8. 21
	延岡県税事務所	平成18年度	平成19. 8. 21
地域生活部	西臼杵支庁 (西臼杵農業改良普及センターを 含む)	平成18年度	平成19. 8. 6
福祉保健部	中央福祉相談センター (中部福祉事務所、女性相談所、 きりしま寮、中央児童相談所及 び知的障害者更生相談所)	平成18年度	平成19. 7. 25
	北・西諸県福祉事務所	平成18年度	平成19. 8. 27
	児湯福祉事務所	平成18年度	平成19. 6. 27
	東臼杵福祉事務所	平成18年度	平成19. 7. 25
	中央保健所	平成18年度	平成19. 8. 7
	日南保健所	平成18年度	平成19. 7. 11
	都城保健所	平成18年度	平成19. 7. 18
	小林保健所	平成18年度	平成19. 8. 2
	高鍋保健所	平成18年度	平成19. 7. 11
	日向保健所	平成18年度	平成19. 8. 22
	延岡保健所	平成18年度	平成19. 7. 18
	高千穂保健所	平成18年度	平成19. 8. 7
	看護大学	平成18年度	平成19. 8. 22
	都城児童相談所 (知的障害者更生相談所都城支所 を含む)	平成18年度	平成19. 8. 8
	延岡児童相談所 (知的障害者更生相談所延岡支所 を含む)	平成18年度	平成19. 7. 25
商工観光労働部	工業技術センター (食品開発センターを含む)	平成18年度	平成19. 8. 20

部局等	機 関 名	監査対象 年 度	監査実施 年 月 日
商工観光労働部	産業技術専門校 (高鍋校を含む)	平成18年度	平成19. 8. 9
農政水産部	中部農林振興局 (中部農業改良普及センターを含む)	平成18年度	平成19. 8. 30
	南那珂農林振興局 (南那珂農業改良普及センターを含む)	平成18年度	平成19. 8. 28
	北諸県農林振興局 (北諸県農業改良普及センターを含む)	平成18年度	平成19. 9. 18
	西諸県農林振興局 (西諸県農業改良普及センターを含む)	平成18年度	平成19. 8. 9
	児湯農林振興局 (児湯農業改良普及センターを含む)	平成18年度	平成19. 9. 11
	東臼杵農林振興局 (東臼杵南部農業改良普及センター及び東臼杵北部農業改良普及センターを含む)	平成18年度	平成19. 8. 23
	総合農業試験場 (畑作園芸支場、茶業支場、亜熱帯作物支場、薬草・地域作物センター及び病虫害防除・肥料検査センターを含む)	平成18年度	平成19. 6. 27
	農業大学校	平成18年度	平成19. 7. 24
	宮崎家畜保健衛生所	平成18年度	平成19. 7. 23
	都城家畜保健衛生所	平成18年度	平成19. 8. 8
	延岡家畜保健衛生所	平成18年度	平成19. 8. 28
	畜産試験場 (川南支場を含む)	平成18年度	平成19. 8. 30
	水産試験場 (生物利用部小林分場を含む)	平成18年度	平成19. 9. 3
県土整備部	宮崎土木事務所	平成18年度	平成19. 9. 3
	日南土木事務所	平成18年度	平成19. 8. 27
	串間土木事務所	平成18年度	平成19. 9. 10
	都城土木事務所	平成18年度	平成19. 8. 21
	小林土木事務所	平成18年度	平成19. 9. 6

部局等	機 関 名	監査対象 年 度	監査実施 年 月 日
県土整備部	高岡土木事務所	平成18年度	平成19. 9. 19
	西都土木事務所	平成18年度	平成19. 8. 20
	高鍋土木事務所	平成18年度	平成19. 8. 7
	日向土木事務所	平成18年度	平成19. 8. 22
	延岡土木事務所	平成18年度	平成19. 8. 23
	中部港湾事務所	平成18年度	平成19. 9. 3
	油津港湾事務所	平成18年度	平成19. 7. 31
	北部港湾事務所	平成18年度	平成19. 8. 29
	都市公園総合事務所	平成18年度	平成19. 8. 2
教育委員会	宮崎南高等学校	平成18年度	平成19. 8. 22
	小林高等学校	平成18年度	平成19. 8. 23
	日向養護学校	平成18年度	平成19. 8. 28
企業局		平成18年度	平成19. 7. 19
病院局	経営管理課	平成18年度	平成19. 7. 19
	宮崎病院	平成18年度	平成19. 7. 2
	日南病院	平成18年度	平成19. 6. 21
	延岡病院	平成18年度	平成19. 7. 3
	富養園	平成18年度	平成19. 6. 11

## 第2 不適正な事務処理に係る監査

### 1 監査の概要

今般、県の機関において、物品購入等に係る「預け」及び「書き換え」並びに「不適正な現金等の管理」（「不適正な事務処理」）が発覚したところである。

このため、平成19年6月11日から平成19年9月19日の間に定期監査を実施した機関においては、定期監査の際に、不適正な事務処理について状況を聴取するとともに、現存する書類・帳簿類を過去に遡り、確認できる範囲で監査を行った。

さらに、平成18年12月21日から平成19年4月25日の間に既に平成18年度を対象とする定期監査を実施しその結果を公表済みの機関のうち、不適正な事務処理が行われていたことが判明した16機関についても、今回、補充監査として、不適正な事務処理について状況を聴取するとともに、関係する書類・帳簿等を過去に遡り、確認できる範囲で監査を行った。

補充監査を実施した機関の内訳は、次のとおりである。

区 分	補 充 監 査 実 施 機 関 数		
	本 庁	出先機関等	計
知 事 部 局	1	6	7
県 議 会 事 務 局	1		1
教 育 委 員 会		5	5
警 察 本 部		3	3
合 計	2	14	16

補充監査を実施した機関の名称等は、別表2（P15）に記載のとおりである。

※ なお、不適正な事務処理に係る監査に関する残りの監査結果（平成19年9月20日以降実施分）については、次回の監査報告書（平成19年11月）に記載する予定である。

### 2 監査の結果

監査の結果、66機関において、不適正な事務処理があったことを確認した。

該当機関に対しては、次のとおり、指摘を行い、再発防止に万全を期すよう文書で通知した。

なお、今回の監査においては、「不適正な事務処理に関する外部調査委員会」に報告された事例以外に不適正な事務処理は認められなかった。

#### (1) 【指摘事項】

物品の購入事務等において、不適正な事務処理が認められた。事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。

西臼杵支庁、中央福祉相談センター、中央保健所、日南保健所、都城保健所、小林保健所、高鍋保健所、日向保健所、延岡保健所、高千穂保健所、衛生環境研究所、延岡児童相談所、みやざき学園、こども療育センター、林業技術センター、食品開発センター、中部農林振興局、南那珂農林振興局、北諸県農林振興局、西諸県農林振興局、児湯農林振興局、東臼杵農林振興局、総合農業試験場、総合農業試験場茶業支場、総合農業試験場亜熱帯作物支場、総合農業試験場薬草・地域作物センター、農

業大学校、中部農業改良普及センター、南那珂農業改良普及センター、北諸県農業改良普及センター、西諸県農業改良普及センター、児湯農業改良普及センター、東臼杵南部農業改良普及センター、東臼杵北部農業改良普及センター、西臼杵農業改良普及センター、宮崎家畜保健衛生所、都城家畜保健衛生所、延岡家畜保健衛生所、畜産試験場、畜産試験場川南支場、水産試験場、日南土木事務所、串間土木事務所、小林土木事務所、西都土木事務所、高鍋土木事務所、日向土木事務所、延岡土木事務所、建設技術センター、油津港湾事務所、東九州自動車道用地事務所、県議会事務局、南那珂教育事務所、北諸県教育事務所、児湯教育事務所、西臼杵教育事務所、五ヶ瀬中等教育学校、西都警察署、高鍋警察署、高千穂警察署  
(計 60機関)

(2) 【指摘事項】

現金等の取扱いについて、不適正なものがあった。事務処理に当たっては、財務規則（財務規程）等に定める事務処理を的確に行い、再発防止に努めること。

統計調査課、西臼杵支庁、中央福祉相談センター、北・西諸県福祉事務所、日向保健所、高千穂保健所、みやざき学園、こども療育センター、産業技術専門校高鍋校、畜産試験場、北部港湾事務所、宮崎病院、延岡病院  
(計 13機関)

### 3 意見

このように多くの機関において、多額に上る不適正な事務が行われていたことは、誠に遺憾なことである。

今後は、不適正な事務処理に関する全庁調査報告書に示された再発防止策等を迅速かつ着実に実施し、二度とかかる事態が発生しないよう、再発防止に向けて全庁をあげて全力で取り組まれるよう強く要望する。

**【別表2】 補充監査実施機関**

部局等	機 関 名	補 充 監 査 実施年月日
総合政策本部	統計調査課	平成 19. 8. 13
福祉保健部	衛生環境研究所	平成 19. 7. 26
	みやざき学園	平成 19. 7. 23
	こども療育センター	平成 19. 7. 27
環境森林部	林業技術センター	平成 19. 8. 6
県土整備部	建設技術センター	平成 19. 7. 26
	東九州自動車道用地事務所	平成 19. 9. 12
県議会事務局		平成 19. 8. 3
教育委員会	南那珂教育事務所	平成 19. 8. 20
	北諸県教育事務所	平成 19. 8. 16
	児湯教育事務所	平成 19. 8. 17
	西臼杵教育事務所	平成 19. 8. 28
	五ヶ瀬中等教育学校	平成 19. 8. 29
警察本部	西都警察署	平成 19. 8. 8
	高鍋警察署	平成 19. 8. 8
	高千穂警察署	平成 19. 8. 8

### 第3 財政援助団体等を対象とした監査

#### 1 監査の概要

県が補助金等の財政的援助を行った団体（「補助団体」）、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体（「出資団体」）及び県が公の施設の管理を行わせている団体（「公の施設管理団体」）のうち、20団体について、平成19年5月14日から平成19年7月4日の間に、平成17年度における県からの財政的援助等に係る出納その他の事務の執行を対象として、監査を実施した。

区 分	監 査 実 施 団 体 数
補 助 団 体	14 団体
出 資 団 体	6 団体
合 計	20 団体

監査を実施した団体の名称等は、別表3（P19～20）に記載のとおりである。

#### 2 監査の結果

監査の結果、8団体の10件について、是正又は改善を必要とする事項が認められ、下記のとおり、指摘事項、注意事項又は要望事項とした。

該当団体及び県の所管部局等に対しては、監査結果に基づき、速やかに是正又は改善措置を講ずるよう文書で通知を行った。

区 分	件 数			
	指摘事項	注意事項	要望事項	計
補 助 団 体	2	2		4
出 資 団 体	1	1	4	6
合 計	3	3	4	10

指摘事項 …… 是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの  
注意事項 …… 是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの  
要望事項 …… 「指摘事項」及び「注意事項」に至らない事項で、文書をもって要望したもの

#### 3 指摘事項等の内容

指摘、注意又は要望を行った事項（指摘事項等）の内容は、次のとおりである。

##### (1) 補助団体

###### ① 社団法人宮崎市郡医師会

###### 【注意事項】

- ・ 看護専門学校職員に支給されている手当について、給与規程に未整備のものがあつた。留意を要する。

② 延岡地区森林組合

【指摘事項】

- ・ 県単独補助事業「長期施業受託推進事業」の中の森林情報収集事業（境界測量等）で、森林組合職員が作業に従事して補助金の交付を受けているが、作業に従事したことを証明する書類が添付されていなかった。留意を要する。

③ 西臼杵森林組合

【指摘事項】

- ・ 県単独補助事業「長期施業受託推進事業」の中の森林情報収集事業（境界測量等）で、森林組合職員が作業に従事して補助金の交付を受けているが、作業に従事したことを証明する書類が添付されていなかった。留意を要する。

④ 宮崎県建設事業協同組合

【注意事項】

- ・ 融資の諾否を審議する審議委員に関して、任命方法、任期等についての規定が整備されていない。また、支部長が審議委員を兼務し、実質的に一人の裁量で融資の諾否が決定されている状況にあり、融資の公平性、透明性の確保という観点からすると問題がある。審議委員の任命方法、任期等について規定を整備するとともに、審議の方法についても、融資の公平性、透明性の確保の観点から見直しを行うこと。

## (2) 出資団体

① 社団法人宮崎県林業公社

【要望事項】

- ・ 多額の借入金や欠損金を有しており、平成16年9月に策定した抜本的改革に基づき、平成17年度から3年間の集中改革実施に取り組んでいるが、引き続き経営改善に向けた努力が望まれる。

② 社団法人宮崎県林業労働機械化センター

【要望事項】

- ・ 高性能林業機械共同利用事業の巡回指導等の業務委託契約に係る支払いにおいて、宿泊を伴う巡回指導を行った場合宿泊料が算定されているが、宿泊を証明する書類を徴収することなく算定し支払いが行われていた。宿泊料を算定する場合には、宿泊を証明する書類を徴収することが望ましい。

③ 社団法人宮崎県農業開発公社（現 社団法人宮崎県農業振興公社）

【注意事項】

- ・ 公社が採用する嘱託職員に対し、支給する規程が未整備なまま、手当及び費用弁償が支給されていた。留意を要する。

【要望事項】

- ・ 公社経営体質強化事業貸付金について、その貸付の必要性及び事業効果について検討を要する。
- ・ 県営経営体育成基盤整備事業等の受託方法について、適正とはいえないものが一部見受けられた。今後のあり方について県と協議するなど、検討が望まれる。

④ 社団法人宮崎県養豚協会（現 社団法人宮崎県畜産協会）

**【指摘事項】**

- ・ 原種豚の譲渡価格の決定が、平成10年以来、業務方法書に則っていなかった。留意を要する。

【別表3】 監査実施団体（財政援助団体等の監査）

区分	団体名	県からの財政的援助等の状況 (平成17年度) 単位：千円 ( ) 内は県の出資割合	監査対象年度	監査実施 年月日
補助 団体	学校法人旭進学園	【補助】 宮崎県私立中学校及び私立 高等学校振興費補助金 等 335,185	平成 17年度	平成 19. 5.18
	学校法人玉城学園	【補助】 宮崎県私立中学校及び私立 高等学校振興費補助金 等 293,517	平成 17年度	平成 19. 5.30
	学校法人山下学園	【補助】 宮崎県私立幼稚園振興費補 助金 等 14,867	平成 17年度	平成 19. 5.30
	学校法人萌育学園	【補助】 宮崎県私立幼稚園振興費補 助金 等 15,018	平成 17年度	平成 19. 5.16
	社団法人宮崎市郡医師会	【補助】 地域災害医療センター施設 ・設備費補助金 等 66,753	平成 17年度	平成 19. 5.17
	延岡地区森林組合	【補助】 宮崎県森林整備事業（造林） 補助金 等 163,809	平成 17年度	平成 19. 7. 3
	西臼杵森林組合	【補助】 宮崎県森林整備事業（造林） 補助金 等 171,883	平成 17年度	平成 19. 7. 4
	宮崎県森林・林業振興基金	【出資】 宮崎県森林・林業振興基金 427,250 (50.0%) 【補助】 宮崎県林業担い手対策基金 事業補助金 8,962	平成 17年度	平成 19. 5.17
	旭化成メディカル株式会社	【補助】 企業立地促進補助金 207,642	平成 17年度	平成 19. 5.28
	社団法人宮崎県畜産会 (現 社団法人宮崎県畜産 協会)	【出資】 基本金 27,000 (22.2%) 【補助】 ブロイラー価格安定基金強 化対策事業補助金 等 476,404	平成 17年度	平成 19. 5.28
社団法人宮崎県肉用子牛価 格安定基金協会 (現 社団法人宮崎県畜産 協会)	【出資】 基本金 135,000 (16.0%) 【補助】 肉用子牛価格安定資金造成 事業補助金 等 12,244	平成 17年度	平成 19. 5.28	
宮崎県建設事業協同組合	【貸付】 建設産業振興対策資金 17年度末貸付額 0 (17年度貸付額 135,000 同額を17年度中に償還)	平成 17年度	平成 19. 5.28	

区分	団体名	県からの財政的援助等の状況 (平成17年度) 単位：千円 ( ) 内は県の出資割合	監査対象年度	監査実施 年月日
補助 団体	財団法人宮崎県体育協会	【補助】 宮崎県体育振興費補助金 242,954	平成 17年度	平成 19. 5. 15
	宮崎県高等学校体育連盟	【補助】 宮崎県体育振興費補助金 等 68,325	平成 17年度	平成 19. 5. 18
出 資 団 体	社団法人宮崎県林業公社	【出資】 基本金 5,000 (43.1%) 【補助】 宮崎県森林整備事業(造林) 補助金 等 106,577 【貸付】 社団法人宮崎県林業公社貸 付金 17年度末貸付額 14,470,159	平成 17年度	平成 19. 5. 30
	社団法人宮崎県林業労働機 械化センター	【出捐】 基本金 4,000 (44.4%) 【補助】 宮崎県林業担い手対策基金 事業補助金 等 27,122 【貸付】 林業就業促進資金 17年度末貸付額 2,250	平成 17年度	平成 19. 5. 14
	社団法人宮崎県農業開発公 社 (現 社団法人宮崎県農業 振興公社)	【出資】 基本金 357,000 (89.9%) 【補助】 畜産担い手育成総合整備事 業補助金 等 607,182	平成 17年度	平成 19. 5. 29
	財団法人宮崎県農業後継者 育成基金協会 (現 社団法人宮崎県農業 振興公社)	【出資】 基本金 477,000 (48.5%) 【補助】 21世紀を担う若い農業者 確保事業補助金 等 35,890 【貸付】 就農支援資金 17年度末貸付額 111,450	平成 17年度	平成 19. 5. 29
	社団法人宮崎県養豚協会 (現 社団法人宮崎県畜産 協会)	【出資】 基本金 1,500 (34.9%) 【補助】 宮崎ハマユウポーク生産・ 流通体制整備事業補助金 等 95,114	平成 17年度	平成 19. 5. 28
	社団法人宮崎県家畜畜産物 衛生指導協会 (現 社団法人宮崎県畜産 協会)	【出資】 基本金 19,358 (49.8%) 【補助】 食の安全・安心確保事業補 助金 等 101,227	平成 17年度	平成 19. 5. 28